
利用約款

企業向け固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するJDreamサービス(以下「JDream」という)の企業向け固定料金サービス(以下「本サービス」という)による利用は下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

第1条 以下の条項における「申込者」および「利用者」について定義する。
2. 申込者とは企業向け固定料金サービス利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者の被雇用者またはこれに準ずる者とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。
(1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる普管注意義務を負っている。
(2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
(3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が企業向け固定料金サービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、JDream搭載の下記のデータベース(以下「本データベース」という)とする。フルプランの場合は、JAPICDOCファイルおよびMEDLINEを本データベースに含めるものとする。また、フルプラン以外の場合は、MEDLINEファイルはオプション契約とする。
*JSTPlusファイル*JST7580ファイル*JMEDPlusファイル*JCHEMファイル*JSTChinaファイル*JST5874ファイル

(サービス時間)

第5条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

(遵守義務)

第6条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

(IPアドレスおよびパスワードの管理)

第7条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外にこれらを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

(契約金額)

第8条 本サービスの年間契約金額(以下「本契約金額」という)は、ジー・サーチが別途定める料金表に基づいた固定金額とする。

(契約金額の支払)

第9条 ジー・サーチは、本契約金額および本契約金額に対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1)申込者または利用者の得べかり利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第8条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、JDreamの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にとこれを遵守させなければならない。3. 本データベースの検索結果の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印刷に限るものとし、機械可読記録またはその他の方法による利用を行ってはならない。なお、プリンターによる印刷回数は、検索結果のディスプレイ表示ごとに1回に限る。4. 前項の出力物は、印刷、電子媒体またはその他の方法を利用した複製・編集を行ってはならない。

(機械可読データの利用)

第12条 第11条3項および同条4項の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。
*JSTPlusファイル*JST7580ファイル*JMEDPlusファイル*JCHEMファイル*JSTChinaファイル*JST5874ファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各項によって保存したデータの複製・再配布・ネットワーク利用を行う場合には、別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。6. 前各項によって保存したデータを、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。7. 前各項に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

(原文サービス)

第13条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第14条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

(禁止事項)

第15条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。
(1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
(2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
(3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
(4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
(5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他の知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
(6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
(7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは何等の通知、催告なくして本契約を解除し、当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

(賠償)

第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は本契約金額の2倍を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末(3月31日)までとする。2. 前項の有効期間満了の1か月前迄に、双方いづれからも本サービスを終結する別段の意思表示が書面によって通告されない限り、更に1年間自動的に本サービスを継続するものとする。3. 年度内および次年度も本サービスを継続する場合は、引き続き本約款が適用されるものとする。

(反社勢力の排除)

第21条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から改定実施します。

以上

学術・病院向け固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するJDreamサービス(以下「JDream」という)の学術・病院向け固定料金サービス(以下「本サービス」という)による利用は下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

第1条以下の条文中における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは学術・病院向け固定料金サービス利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者である教育機関、国公立試験研究機関または病院の利用申込書記載の契約単位に所属する被雇用者またはこれに準ずる者および学生とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。(1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。(2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。(3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が学術・病院向け固定料金サービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベース(以下「本データベース」という)は、利用申込書に記載された契約単位により、JDream搭載の下記のデータベースのすべてまたはいずれかとする。

* JSTPlusファイル * JST7580ファイル * JMEDPlusファイル * JCHEMファイル * JSTChinaファイル * JST5874ファイル * MEDLINEファイル

(サービス時間)

第5条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

(遵守義務)

第6条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

(IPアドレスおよびパスワードの管理)

第7条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

(契約金額)

第8条 本サービスの年間契約金額(以下「本契約金額」という)は、ジー・サーチが、別途定める料金表による固定料金とする。

(契約金額の支払)

第9条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

- (1)申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
 - (2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
 - (3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他、本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第8条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、JDreamの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者これらを遵守させなければならない。3. 申込者は、学生等の教育を目的とした検索実習等の授業で本データベースを使用する場合には、ジー・サーチに事前に申請し、書面による許可を得なければならない。4. 本データベースの検索結果の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印刷に限るものとし、機械可読記録またはその他の方法による利用を行ってはならない。なお、プリンターによる印刷回数は、検索結果のディスプレイ表示ごとに1回に限る。5. 前項の出力物は、印刷、電子媒体またはその他の方法を利用した複製・編集を行ってはならない。

(機械可読データの利用)

第12条 第11条4項および同条5項の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。

* JSTPlusファイル * JST7580ファイル * JMEDPlusファイル
* JCHEMファイル * JSTChinaファイル * JST5874ファイル

2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は各データベースごとに300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各項によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。6. 前各項に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

(原文サービス)

第13条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第14条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

(禁止事項)

第15条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- (2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
- (3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他の知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
- (7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは何等の通知、催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

(賠償)

第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は本契約金額の2倍を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末(3月31日)までとする。

(反社勢力の排除)

第21条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から実施します。

公共図書館向け固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するJDreamサービス(以下「JDream」という)の公共図書館向け固定料金サービス(以下「本サービス」という)による利用は下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

(定義)

第1条 以下の条文中における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは公共図書館向け固定料金サービス利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者である公立図書館の被雇用者またはこれに準ずる者および来館者とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。

- (1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。
- (2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
- (3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が公共図書館向け固定料金サービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 申込者が本約款に基づき利用できるデータベース(以下「本データベース」という)は、利用申込書に記載された契約単位により、JDream搭載の下記のデータベースのすべてまたはいずれかとする。

- * JSTPlusファイル * JST7580ファイル * JMEDPlusファイル
- * JCHEMファイル * JSTChinaファイル * JST5874ファイル * MEDLINEファイル

(サービス時間)

第5条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

(遵守義務)

第6条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

(IPアドレスおよびパスワードの管理)

第7条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

(契約金額)

第8条 本サービスの年間契約金額(以下「本契約金額」という)は、ジー・サーチが、別途定める料金表による固定料金とする。

(契約金額の支払)

第9条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

- (1)申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
 - (2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
 - (3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他、本データベース利用から申込者または利用者へ生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第8条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベース申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、JDreamの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者へこれらを遵守させなければならない。3. 申込者は、来館者等の教育を目的とした検索実習等の授業で本データベースを使用する場合には、ジー・サーチに事前に申請し、書面による許可を得なければならない。4. 本データベースの検索結果の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印刷に限るものとし、機械可読記録またはその他の方法による利用を行ってはならない。なお、プリンターによる印刷回数は、検索結果のディスプレイ表示ごとに1回に限る。5. 前項の出力物は、印刷、電子媒体またはその他の方法を利用した複製・編集を行ってはならない。

(公立図書館の利用の制限)

第12条 申込者または利用者は、前条に加えて、以下の各項を遵守すること。

2. 次の各号の内容を利用者に遵守させる仕組みを構築又は広報すること。
- (1)来館者が利用申請することによりJDreamが利用できる仕組みを設けていること。
- (2)来館者に対して、パソコンのFD、CD-R等の記憶媒体を使って検索結果データの保存をさせないような仕組みを設けること。またメール等で検索結果データを送信させないこと。

- (3)来館者が検索結果を持ち帰る際は、紙媒体に限定し、申込者は印刷枚数の制限を行うこと。

3. 利用場所は図書館内に限るものとする。4. JDreamへの接続について、来館者等の外部に、ログインID及びパスワードを持ち出しされない仕組みを、構築すること。5. 特定の来館者がJDreamの利用を専有する状況が連続して発生した場合、利用時間・利用回数制限などのルールを定めること。

(機械可読データの利用)

第13条 第11条4項および同条5項の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。

- * JSTPlusファイル * JST7580ファイル * JMEDPlusファイル
- * JCHEMファイル * JSTChinaファイル * JST5874ファイル

2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は各データベースごとに300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各項によって保存したデータを、さらに加工または変更し、再利用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。6. 前各項に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

(原文サービス)

第14条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第15条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

(禁止事項)

第16条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- (2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
- (3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
- (7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第17条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

(賠償)

第18条 第17条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は本契約金額の2倍を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第19条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第20条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間を置いて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第21条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末(3月31日)までとする。

(反社会的勢力の排除)

第22条 「反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第23条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から実施します。

SDIサービス利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)の提供するスタンダードSDIおよびリクエストSDI(以下「SDI」という)の利用は、下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

(定義)

第1条 以下の条文中における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とはSDIサービス利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準じる者および学生とする。4. 前項の規定にかかわらず申込者が個人の場合の利用者は申込者本人とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。

- (1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。
- (2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
- (3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者がSDIサービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出したSDIの利用申込をジー・サーチが受理することにより、契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。

また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 SDI提供データベースは、ジー・サーチが定め別途利用者に提供する「サービス料金表」に指定するファイルとし、指定ファイルの追加、削除または修正については、利用者への事前通知により行うことができる。

(提供媒体および参照期間)

第5条 SDIの提供は電子媒体(以下「電子SDI」という)とする。電子SDIの遡り参照期間は、当月を含み3か月とする。

(利用料金)

第6条 SDI利用料は、ジー・サーチが定め別途利用者に提供する「サービス料金表」に定める料金とし、その変更は、利用者への事前通知により行うことができる。なお、契約は年度契約を原則とし、年度途中からの契約、あるいは年度途中における解約を行った場合でもその理由の如何を問わず納められた料金の返金は行わない。

(利用者への事前通知)

第7条 第4条および第6条に定める利用者への事前通知は、遅くとも20日前までに通知すべく、ジー・サーチは最大限の努力をする。2. 変更後に利用者がSDIサービスを受けた場合は、当該変更を承認したものとみなす。

(利用料金の請求および支払)

第8条 ジー・サーチは、第6条に基づき、利用料金を契約時に、利用者に請求する。2. ジー・サーチは、前項に定める料金に法令所定の消費税率を乗じた金額をあわせて利用者に請求する。3. 利用者は、当該料金および第2項に定める金額を、その請求書受領月の末日までにジー・サーチに支払わなければならない。

(障害に対する措置)

第9条 SDIが通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、ジー・サーチは一切の責を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本約款の履行に伴い発生した、利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

- (1)利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
 - (2)利用者の故意または過失、あるいは不可抗力による損害
 - (3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、提供データベースの内容の瑕疵、その他SDI利用から生じた一切の損害
2. ジー・サーチが利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第6条規定の利用料金を超えないものとする。3. 利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 SDIは、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。2. 利用者は、SDI利用において、本約款に定める事項並びにジー・サーチが利用者にディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。

(利用の制限2)

第12条 電子SDIの利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他方法による利用を行ってはならない。2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

(機械可読データの利用)

第13条 第12条の定めにかかわらず、以下のデータベースの電子SDIについては、機械可読の形態により保存することができる。*JSTPlusファイル *JMEDPlusファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内であつ、利用者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力物を複製してはならない。

3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、各データベース毎に300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しないかぎりにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各項によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。

(情報仲介者による利用)

第14条 情報仲介者とは、他の組織・団体等あるいは自らの雇用する者以外の個人(以下、まとめて「顧客」という)から依頼を受けた調査テーマに基づいて調査を代行し、顧客にSDIの結果を提供する業務を行う個人または組織・団体等をいう。2. 情報仲介者は、SDIの検索結果(機械可読の形態で提供された回答書を含む。SDIの基となる原文献は含まれない)を、当該顧客にのみ1部に限り、印刷媒体または機械可読形態のデータで提供することができる。この際、情報仲介者は顧客に情報を提供した日から4週間以内に、機械可読形態のデータを削除しなければならない。また、顧客に提供する印刷媒体にはジー・サーチの著作権表示を記載しなければならない。(情報仲介者はバックアップ用の複製物を1部保存することができる)3. 情報仲介者がその顧客に前項のデータを提供した場合、情報仲介者はその顧客に下記の事項を遵守させなければならない。

- (1)印刷媒体のデータは、そのデータを再度印刷または機械可読記録の方法によって複製編集してはならないこと。
- (2)機械可読形態のデータは、当該データの印刷は1回限りとする。
- (3)機械可読形態のデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない編集を行う以外は、さらに加工または改変し、再利用してはならないこと。
- (4)機械可読形態のデータは、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならないこと。
4. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。5. 情報仲介者と顧客との間に発生した問題については、すべて情報仲介者の責任で解決することとし、ジー・サーチに一切の負担をかけることはないこと。6. ジー・サーチあるいはSDIの信用を傷つけ、または利益を害する行為を行わないこと。

(変更の届出)

第15条 利用申込書に記載された内容について変更が生じたときは、申込者は、ジー・サーチに対し、すみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

(禁止事項)

第16条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- (2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
- (3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他の知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
- (7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第17条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および(申込者または)利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、ジー・サーチは、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。2. 利用者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第18条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。電子SDIの契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めジー・サーチが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第19条 利用者は、第17条または第18条の定めにより、本契約が解除となりSDI利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

(損害賠償請求)

第20条 利用者が本約款に違反してSDIサービスまたは提供データを利用した場合には、その理由の如何に関わらずジー・サーチは当該サービス料金の20倍を請求するものとする。

(利用約款の変更・改定)

第21条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、利用者がSDIサービスを受けた場合は、当該変更・改定を承認したものとみなす。

第22条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

(反社勢力の排除)

第23条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から実施します。

科学技術文献速報サービス(Web版)利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)の提供する科学技術文献速報サービス(Web版)(以下「文献速報」という)の利用は、下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは文献速報利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準じる者および学生とする。4. 前項の規定にかかわらず申込者が個人の場合の利用者は申込者本人とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。
(1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。
(2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
(3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が科学技術文献速報サービス(Web版)利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した文献速報の利用申込をジー・サーチが受理することにより、契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学技術振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供媒体および参照期間)

第4条 文献速報は、Web(検索システム)、それに付随する年間版DVD-ROM(PDF収録)で提供するものとする。Web(検索システム)上で遡及して、参照できる期間は、別途ジー・サーチが定める期間とする。

(利用の制限)

第5条 文献速報は、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。2. 利用者は、文献速報利用において、本約款に定める事項並びにジー・サーチが利用者に示す方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。3. 本条1項および2項の定めにかかわらず、公共図書館等においては図書館業務として来館者の閲覧に供することができる。4. 利用者は利用申込書に記載した場所およびジー・サーチが書面により承認した場所以外の場所で文献速報を使用してはならない。

第6条 文献速報、それに付随する年間版DVD(PDF収録)の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、ジー・サーチが提供する形態、検索方法も含む利用方法等にかかる変更も行ってはならない。2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

(パスワード発行)

第7条 ジー・サーチは申込者に対してログインIDとパスワードの発行を行う。2. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合はジー・サーチに書面にて変更を届け出なければならない。3. 本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者はこれを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。

(機械可読データの利用)

第8条 文献速報のデータを機械可読の形態で保存する場合、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内であつ、利用者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。

(データのネットワーク利用)

第9条 文献速報を購入した利用者は搭載データを別途ネットワーク利用することはできないものとする。2. 年間DVD版(PDF収録)については、ネットワーク利用できないものとする。

(障害に対する措置)

第10条 文献速報が通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、ジー・サーチは一切の責を負わない。

(免責)

第11条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1)申込者、利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
(2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、文献速報の内容の瑕疵、その他文献速報の利用から生じた一切の損害
2. 申込者および利用者は、ジー・サーチが文献速報の商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(変更の届出)

第12条 利用申込書に記載された内容について変更が生じたときは、申込者は、ジー・サーチに対し、すみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

(禁止事項)

第13条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。
(1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
(2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
(3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
(4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
(5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
(6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
(7)その他、関係法令の定めに違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約の解除)

第14条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および(申込者または)利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、ジー・サーチは、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。2. 利用者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第15条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。文献速報の契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めジー・サーチが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第16条 申込者は、第12条または第14条の定めにより、本契約が解除となり文献速報利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

(契約の発効)

第17条 本契約は、文献速報利用申込と同時に発効する。

(損害賠償請求)

第18条 申込者及び利用者が本約款に違反して提供データの複製又は第三者に対する複製を行った場合、ジー・サーチは申込者に対し、損害賠償として、当該文献速報の販売価格に複製枚数または第三者に対する提供回数に乗じて得た額の20倍に相当する金額を請求できるものとする。

(利用約款の変更・改定)

第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、利用者が文献速報を受けた場合は、当該変更・改定を承認したものとみなす。

第20条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

(反社勢力の排除)

第21条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から実施します。

提供データの保存、複製・再配布に関する規程

(目的)

第1条 検索サービス、SDIサービスおよび科学技術文献速報(Web版)の提供データ(以下「JDream等」という)の紙媒体および機械可読形式の出力データ(機械可読の形態で提供されたユーザSDI検索結果、検索結果のダウンロードを含む)。JDream等検索結果の基となる原文献は含まない)を保存、複製・再配布またはネットワーク利用する場合には次の条件に従うものとする。この条件はJDream等に関する約款等により規定される制限を超えて、JDream等から得られたデータを利用する方法および制限について規定するものである。

(用語)

第2条 株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するデータをジー・サーチから直接受けたものを「情報利用者」という。2. 情報利用者が所属する部署および知的財産部門や情報部門が分社化し、分社化後も本社、関係部署、研究所等に情報提供を行うことが該当部門の業務である機関を「契約機関」という。3. JDreamの検索ログを含むダウンロードデータ、科学技術文献速報サービス(Web版)データ、E-Mailで提供するSDIデータ等を「機械可読形式データ」という。4. 情報利用者がJDream等から得たデータを複製し、自ら使用するまたは他へ譲渡すること、または他から譲渡されたJDream等の記事情報を、更に複製し、自ら使用するまたは他へ譲渡することを「複製・再配布」という。5. ジー・サーチのサーバからの利用ではなく情報利用者が自らのサーバ上に機械可読形式データをダウンロードしネットワーク上で共有することを「ネットワーク利用」という。

(データの保存)

第3条 情報利用者は紙媒体で提供されたデータを契約機関内に無期限に保存することができる。2. 機械可読形式で保存したデータの再利用については、機械可読形式データを保存した情報利用者のみの利用に限定する。機械可読形式データを保存した情報利用者を含む複数の者がネットワークを介して機械可読形式データを利用する場合は、別途定める第6条「データのネットワーク利用」を適用する。3. 紙媒体、機械可読形式を問わずデータの保存に関する許諾は、当該データのその後の複製・再配布の権利およびネットワーク利用の権利を含まない。

第4条 紙媒体または機械可読形式で保存されたデータを契約機関以外の利用者へ再配布することは禁止する。

(データの複製・再配布)

第5条 紙媒体で提供されたデータの複製・再配布を行うためには複製・再配布のための権利を購入しなければならない。2. 機械可読形式で提供されたデータを機械可読形式により複製・再配布する場合または提供されたデータを開覧するためのURLおよびパスワード等を情報利用者以外の者に送付する場合には、複製・再配布のための権利を購入しなければならない。3. 機械可読形式で提供され保存されているデータを1部を超えて紙に出力し、かつ複製・再配布をする場合には複製・再配布のための権利を購入しなければならない。4. ただし、第1項、2項および3項の複製・再配布数の合計が30部を超えない場合に関しては、複製・再配布のための権利の購入は不要とする。

(データのネットワーク利用)

第6条 科学技術文献速報サービス(Web版)を購入した利用者は、搭載データを別途ネットワーク利用することができないものとする。2. 年間DVD版(PDF収録)は、ネットワーク利用できないものとする。3. JDreamの回答表示、ユーザSDI、スタンダードSDIおよびリクエストSDIの各データに関しネットワーク利用を行うためにはネットワーク利用の権利を購入しなければならない。ただし、ネットワーク利用者数が50人を超えない場合に関しては、ネットワーク利用の権利の購入は不要とする。4. ネットワーク利用者は一人1部に限りデータを出力することができる。5. ネットワーク利用とはインハウスデータベース化、社内システムによるSDIサービス等のネットワークサービスを含む。これらのサービスは契約機関に属さない者に利用させてはならない。

(各権利の範囲)

第7条 本規程で規定する権利(データの保存の権利、データの複製・再配布の権利、データのネットワーク利用の権利)はそれぞれ独立した権利であり、ひとつの権利は他を補完できない。

(価格)

第8条 第5条、第6条に定める各権利を購入するための価格はジー・サーチが別途利用者に提供する「サービス料金表」に定める。

(例外措置)

第9条 第3条から第6条の規定にかかわらずJDream等から得たデータを政府等への報告書等に記載することができる。ただし、当該報告書等が法律または行政により要請される場合に限る。

(損害賠償請求)

第10条 利用者が本規程に違反してデータ等を使用した場合には、サービスごとの約款等に基づく損害賠償額を支払うものとする。

以上

附則

1. この利用約款は2018年8月1日から実施します。

反社会的勢力の排除に関する規程

第1条 本規程は、以下の各約款(以下「JDream約款」という)に規定する申込者(以下「甲」という)に、株式会社ジー・サーチ(以下「乙」という)がJDreamサービス(以下「JDream」という)を提供するにあたり、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的として定めるものとする。

- (1)企業向け固定料金サービス利用約款
- (2)学術・病院向け固定料金サービス利用約款
- (3)学術・病院向け複数年度固定料金サービス利用約款
- (4)公共図書館向け固定料金サービス利用約款
- (5)SDIサービス利用約款
- (6)科学技術文献速報サービス(Web版)利用約款

第2条 甲は、自己、自己の役員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)本契約に基づく取引(以下「対象取引」という)に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて乙の名誉・信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 甲は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに乙にその事実を報告するものとする。

4. 乙は、甲が前三項の規定に違反した場合、JDream約款の各規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。
5. 甲が対象取引に関連して第三者と下請又は委託契約等(以下「関連契約」という)を締結する場合、甲は、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者に対して、本条第1項乃至第3項に定める義務と同等の義務を課し、これを順守させるものとし、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、甲は直ちに乙にその事実を報告するものとする。この場合、乙は、甲に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を取るよう求めることができる。
6. 乙が、甲に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、甲がそれに従わなかった場合には、乙は、本契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。

以上

附則

1. この利用約款は2018年8月1日から実施します。